

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則

平成五年五月六日
建設省令第六号

改正	平成	九年十一月	六日	建設省令	第一六号
	平成	十一年	三月三十一日	建設省令	第九号
	平成	十二年十一月二十	日	建設省令	第四一号
	平成	十四年	五月三十一日	国土交通省令	第六五号
	平成	十六年十二月	十五日	国土交通省令	第一〇一号
	平成	十七年	十月二十一日	国土交通省令	第一〇二号

(法第一条第三項第二号の規定による公募)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(以下「法」という。)

第一条第三項第二号の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあっては公報その他所定の手段により、その他の施行者については掲示により行うものとする。

(土地区画整理事業の施行者が行う公募)

第二条 法第一条第四項第四号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者については掲示により行うものとする。

(土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置)

第三条 法第一条第五項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、事業計画(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項又は第三項の事業計画をいう。)の変更のうち次に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の施行後における施行地区(土地区画整理法

第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)内の宅地(同条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)の地積(保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下同じ。)の予定地積を除く。)の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合の変更

二 保留地の予定地積の変更

三 公共施設(土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。以下同じ。)の整備改善の方針の変更

四 設計図(土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)第六条第一項の設計図をいう。)の変更(土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設の用に供する宅地の位置及び形状を変更するものに限る。)

五 資金計画(土地区画整理法第十六条第一項において準用する同法第六条の資金計画をいう。)の変更

六 前各号に掲げるもののほか、土地区画整理事業の完成を確実にするため特に必要があると認められる変更

(管理処分に要する費用の貸付金の要件となる市街地再開発事業の施行者が行う公募)

第四条 法第二条第四項の表二の項の規定により施行者が行う公募は、掲示により行うものとする。

(土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置)

第五条 法第二条第五項の表一の項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、第三条に規定する措置とする。

(土地区画整理事業の主要な部分)

第六条 法第二条第五項の表一の項の国土交通省令で定める主要な部分は、次に掲げるものとする。

一 工事、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量

二 換地処分

三 保留地の処分

(管理処分に要する費用の貸付金の要件となる土地区画整理事業の
施行者が行う公募)

第七条 法第二条第五項の表三の項の規定により施行者が行う公募は、
掲示により行うものとする。
